

(設置)

第1条 児童を健全で情操豊かに育成し、その福祉を図るため、山口市山口児童館(以下「児童館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称       | 位置           |
|----------|--------------|
| 山口市山口児童館 | 山口市下堅小路254番地 |

(業務)

第3条 児童館は、次に掲げる業務を行う。

(1) 在宅児童の育児指導に関すること。

(2) 留守家庭児童の育成に関すること。

(3) 児童の遊びの指導と文化活動に関すること。

(4) 家庭児童相談に関すること。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、児童館の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(管理)

第4条 児童館の管理は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) [第9条](#)に規定する利用の許可、[第10条](#)に規定する利用の制限、[第11条](#)に規定する利用許可の取消し等及び[第18条](#)に規定する原状回復の義務に関すること。

(2) [第13条](#)に規定する利用料金の徴収、[第14条](#)に規定する利用料金の減額又は免除及び[第15条](#)に規定する利用料金の還付その他利用料金に関すること。

(3) 児童館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関すること。

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、[第3条](#)に規定する事業の運営に関して市長が必要と認めること。

(指定管理者の管理指定期間)

第6条 指定管理者が児童館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当日)から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

2 市長が、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、次に指定された指定管理者が児童館の管理を行う期間は、[前項](#)の規定にかかわらず、管理を開始した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(休館日等)

第7条 児童館は、次に掲げる日を休館とする。

(1) 日曜日

(2) [国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 [前項](#)の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用時間)

第8条 児童館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、月曜日は、午後1時から午後10時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第9条 児童館を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、児童館の管理運営上必要があると認めたときは、[前項](#)の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるときは、児童館の利用を許可しないことができる。

(1) 児童館の目的に反すると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(3) 児童館の施設又は附属設備を損傷するおそれのあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、児童館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは利用許可の条件若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(5) 災害その他不可抗力によって児童館の利用ができなくなったとき。

(6) 利用者が正規の手続きによらないで利用の目的又は内容等を変更したとき。

(7) 公益上必要があると認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、児童館の管理上の都合により、指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じて、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第8号に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第12条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、適当と認めるときは、指定管理者に児童館の専利用(一定時間独占して利用することをいう。)に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に定める基準額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、当該指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(利用料金の徴収)

第13条 利用者は、前条の利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納させることができる。

(利用料金の減額又は免除)

第14条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用者の義務)

第16条 利用者は、児童館の利用期間中、児童館の施設及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(目的外利用及び権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、児童館を許可目的以外の目的に利用し、又はその利用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、児童館の利用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを行い、その費用を当該利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第19条 利用者は、故意若しくは過失により、児童館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の児童福祉施設条例(昭和39年山口市条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特例措置)

- 2025/07/28 17:20山口市山口児童館設置及び管理条例
- 3 平成17年10月1日から平成19年3月31日までの間は、山口市社会福祉協議会を第4条の規定により指定した指定管理者とする。

附 則(平成24年6月28日条例第49号)  
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山口市山口児童館設置及び管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月19日条例第58号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成27年6月25日条例第41号)  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月14日条例第1号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(令和2年12月21日条例第37号)  
この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 別表(第12条関係)
- | 種別  | 時間区分           |                |                  |
|-----|----------------|----------------|------------------|
|     | 午前9時から午後1時まで   | 午後1時から午後5時まで   | 午後5時から午後10時まで    |
| 図書室 | (490円)<br>990円 | (490円)<br>990円 | (610円)<br>1,230円 |
- 備考
- 1 利用時間がこの表に定める時間区分に満たないときの利用料金は、当該時間区分の利用料金とする。

2 利用時間区分帯を2欄以上にわたって利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金を合算した額とする。

3 冷暖房を使用する場合の利用料金は、上段( )書の冷暖房利用料金を加算した額とする。
- [https://srb0ff8d1f3.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/JobunPrint?outputid=1753690838309&memoWin=true&\\_=1753690842465](https://srb0ff8d1f3.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/JobunPrint?outputid=1753690838309&memoWin=true&_=1753690842465)

3/3